

# 新宿区における 住居表示の実施基準

昭和43年3月

平成19年6月改正

平成21年10月改正

平成24年7月改正

平成25年4月改正

平成28年4月改正

令和2年7月改正

令和5年4月改正

新宿区地域振興部

## 目 次

第1	町の区域の合理化	1
1	町割りの方式	1
2	町の境界	1
3	町の形状	2
4	町の規模	2
第2	町の名称の定め方	2
第3	街区割等	3
第4	団地における住居表示の特例	3
1	町の境界及び規模	3
2	町の名称	3
3	街区割等	3
第5	中高層建物における住居表示の特例	4
1	住居表示の付け方	4
2	住居表示の仕方	4
第6	同一住居番号が多数生じた場合の特例	4
第7	住居表示台帳等に関する基準	4
第8	補則	4

## 新宿区における住居表示の実施基準

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)に基づき、新宿区(以下「区」という。)が住居表示を実施するに当たり、区における住居表示の実施に関する基準を次のとおり定める。

### 第1 町の区域の合理化

区の区域内(以下「区内」という。)の町の区域については、原則として次の1から4までに掲げる基準に適合させるものとする。

住居表示を実施しようとする町の区域の一部について、これらの基準のうち、町の境界、形状及び規模に関する基準に適合しないものがあるときは、その町の沿革、地域コミュニティの実態に即しつつ、できる限り基準に適合するようにその町の区域の合理化に努めるものとする。この場合において、町の境界を定めるに当たっては、町の区域に係る住民(以下「関係住民」という。)に対して、町の境界その他の住居表示の実施に関する基準について理解を得るために、区において説明会の開催その他の周知活動を行った上で、次に掲げる事項を総合的に勘案するものとする。

- ① 当該町に次の2に掲げる基準を適用した場合の地域コミュニティへの影響
- ② 当該町の沿革及び歴史的経緯
- ③ 当該基準に適合しない町の境界線の当該町の境界線全体に占める割合
- ④ その他区長が特に必要があると認める事項

#### 1 町割の方式

町の形成は都市計画を尊重しつつ、原則として街廓(かく)式とし、やむを得ない場合のみ結合式とすることができる。

#### 2 町の境界

次に掲げる地物の南側及び西側の側線をもって境界線とする。

##### (1) 次に掲げる道路

ア 国道及び都道の幹線(放射線、環状線、補助線及び高速自動車道路をいう。)のうち、区長が境界線とすることを適当と認めたもの

イ アに掲げる道路以外の都道及び区道のうち区長が境界線とすることを適当と認めたもの

ウ 境界線としようとする箇所にア及びイに掲げる道路が存在しない場合において、道路形態が整い、かつ、道路側線の地番が確定している私道であって、区長が境界線とすることをやむを得ないと認めたもの

- (2) 河川及び水路のうち、区長が境界線とすることを適当と認めたもの
- (3) 鉄道及び軌道（架橋形式によるものにあつては、これを境界線とすることによりその地域の生活圏への障害が無いと区長が認めるものに限る。）
- (4) 傾斜地及び崖（境界線としようとする箇所に他に適当な地物が存在しない場合において、区長が境界線とすることを適当と認めたものに限る。）
- (5) その他の恒久的な地物（当該地物の存在する地域の状況及び隣接地域との関係を考慮して区長が境界線とすることを適当と認めたものに限る。）

### 3 町の形状

町の境界が複雑に入り組んだり、飛び地が生じたりしないよう簡明な境界線により区割された一団を形成するものとする。

### 4 町の規模

区全体の性格及び当該町の状況のほか、隣接区の町又は隣接地域の町の状況を勘案して定める。この場合において、当該町の状況を勘案するに当たっては、当該町の地域の用途地域別の面積、戸数、人口及び家屋の密度並びに当該地域に存する道路、公園及び学校等の公共施設の状況等を考慮する。その際には、街区数があまり多くなったり、少なくなったりしないようにするものとする。

## 第2 町の名称の定め方

第1による町の区域の合理化のため、新たに町を設ける場合においては、従来の町の名称を採用するか次に掲げる基準に従いその町の名称を変更するかのいずれかによるものとする。町の名称のみを変更する場合においても、次に掲げる基準によるものとする。

- 1 従来の町の名称又は当該地域における歴史、伝統、文化を踏まえ、由緒があり、親しみ深く語調のよい名称を選択する。
- 2 町の名称について常用漢字を使用するなど読みやすく簡明なものとする。その場合においては、次に掲げる事項に留意する。
  - (1) 丁目に冠する地域の名称の文字数は、原則として3文字から4文字までとする。
  - (2) 町の名称の一部を構成する地域の名称については、歴史的な経緯がある場合、当該町の区域の住民からの要望がある場合その他区長がやむを得ないと認める場合以外は、東西南北及び上中下等の方角や位置を表す用語を使用しないものとする。
  - (3) 町の名称は、区内や他の特別区の区域内に既に存在する町の名称と同一又は類似のものとしないうように定める。

- 3 既存の町であって、その規模が大きいものの名称に丁目を付すときは、当該町及びその隣接地域の状況、歴史的経緯並びに当該町の区域内の住民の要望等を十分検討の上行うものとする。なお、丁目の数はおおむね4から5丁目程度とする。
- 4 丁目の配列は、1列の放射式とし、場合により環状式とする。放射式については、東京丸の内に近い地点を起点として放射状に進むように配列することとし、環状式については、新宿通り及び青梅街道に近い地点を起点として東京丸の内に対して環状に進むように配列する。

### 第3 街区割等

街区割、街区符号の付け方、住居番号の付け方及び住居表示の仕方については、第4から第6までに掲げる特例の場合を除き、東京都における住居表示の実施に関する一般的基準（昭和38年総行指発第416号。以下「都基準」という。）を準用するものとする。ただし、都基準第1-5-(1)-ア-(ア)中「おおむね15mの間隔」とあるのは、「おおむね10m～15mの間隔」に読み替えるものとする。

- 2 住居番号の付け方については、必要に応じて、地域の状況を総合的に判断し、調整を行うことができる。

### 第4 団地における住居表示の特例

地方公共団体等が区内の一定の区域を構成する一団の土地に集団的に住宅を建設し、又は建設しようとする地域（以下「団地」という。）における町の境界、規模、町の名称及び街区割等については次に掲げる基準によるものとする。

#### 1 町の境界及び規模

その団地が1つ又は複数の町を形成するに足る規模を有している場合においては、その団地で1つ又は複数の町を形成するように町の境界を定める。この場合は第1「町の区域の合理化」に掲げる基準を準用する。また、町の規模については、周辺の地域との関連性及びその団地の設計の特殊性を勘案して定める。

#### 2 町の名称

前項の場合において、住居表示を実施する上で、便宜であると認められるときは、町の名称に、〇〇団地又は〇〇団地〇丁目という呼称を付すことができる。

#### 3 街区割等

街区割、街区符号の付け方、住居番号の付け方及び住居表示の仕方については、団地

における住居表示の特例に係る都基準を準用するものとする。

#### 第5 中高層建物における住居表示の特例

中高層建物のうち、1棟当たりおおむね30戸以上の集合住宅等の住居番号の付け方その他住居表示の仕方については、次に掲げる基準によるものとする。

##### 1 住居番号の付け方

1棟当たりおおむね30戸以上の集合住宅等の住居番号は、建物の道路への主たる出入口の基礎番号と各戸の番号（室番）とを合わせたものとする。ただし、これにより複数の同一の住居番号が生じる場合は、この限りでない。

##### 2 住居表示の仕方

住居表示の仕方については、中高層建物における住居表示の特例に係る都基準を準用するものとする。

#### 第6 同一住居番号が多数生じた場合の住居番号の付け方の特例

同じ住居番号の建物が多数生じている場合において、関係住民等から枝番号を付する要望があったときは、区長は別に定めるところにより、当該基礎番号に枝基礎番号を付した上で、住居番号とすることができる。この場合において、枝基礎番号の付け方は、原則として、基礎番号の起点から、終点まで左回りにつけることとし、街区内の通路が当該街区を貫通している場合にあっては、通路のおおむね中央で振り分けることとする。

#### 第7 住居表示台帳等に関する基準

住居表示台帳、住居表示旧新対照表・住居表示新旧対照表、住居表示新旧対照案内図及び住居表示の表示板に関する基準については、都基準を準用するものとする。

#### 第8 補則

この基準に定めるもののほか、住居表示の実施に関し必要な事項は、区長が別に定める。

#### 附 則

この基準は、令和5年4月28日から施行する。